

(案)

多治見市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、議員の職責に鑑み、多治見市議会議員（以下「議員」という。）が、疾病その他の事由により多治見市議会（以下「市議会」という。）の会議等を長期間欠席した場合における当該議員の議員報酬及び期末手当の支給について、多治見市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和52年条例第2号。以下「議員報酬条例」という。）の特例を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 市議会の会議等 次に掲げる会議等をいう。

ア 市議会定例会及び臨時会の会議

イ 多治見市議会委員会条例（昭和51年条例第24号。以下「委員会条例」という。）に基づき設置された委員会の会議

ウ 多治見市議会会議規則（昭和51年議会規則第1号）第105条に規定する委員会による委員の派遣

エ 多治見市議会会議規則第165条に規定する協議又は調整を行うための場の会議

オ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第13項に規定する議員の派遣

(2) 長期欠席期間 議員が、本人の意思によるか否かにかかわらず、疾病その他の事由により市議会の会議等を欠席した日から市議会の会議等に出席した日の前日までの期間で、当該期間が90日を超えるものをいう。

(長期欠席期間に係る届出)

第3条 議員は、長期欠席期間を生じ、又は生じる見込みとなったときは、議長に対し、期間の終期（見込みを含む。）を示したうえで、医師が記載した証明書等を添えてその旨を届け出るものとする。

2 長期欠席期間を生じた議員は、長期欠席期間を終え、又は終える見込み

(案)

となったときは、議長に対し、その旨を届け出るものとする。

(長期欠席期間の延長に関する準用)

第4条 前条の規定は、前条で届け出た期間の延長に準用する。

(議員報酬の減額)

第5条 議員に長期欠席期間が生じたときの議員報酬の額は、議員報酬条例の規定により支給されるべき議員報酬から、次の表の長期欠席期間の区分に応じて、当該議員報酬にそれぞれ同表の減額割合を乗じて得た額を減じた額とする。

| 長期欠席期間 | 減額割合 |
|--------------------|----------|
| 90日を超え180日以下であるとき | 100分の20 |
| 180日を超え365日以下であるとき | 100分の50 |
| 365日を超えるとき | 100分の100 |

2 前項の規定は、市議会の会議等を欠席した日から起算して90日を超える日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から、市議会の会議等に出席した日の属する月の前月まで適用する。ただし、議員報酬の減額支給を開始すべき月に長期欠席期間を終えた議員に対する議員報酬の額は、議員報酬条例の規定により支給されるべき議員報酬の額とする。

3 前2項の規定により議員報酬を減額支給する場合において、当該月内で議員報酬の減額割合が異なるときは、減額割合の高い方を適用する。

(期末手当の減額)

第6条 6月1日若しくは12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する者又は基準日前1月以内に任期満了、辞職、失職若しくは議会の解散又は死亡によりその職を離れた者であって、基準日の前日から6月前までの間において、前条の規定により議員報酬が減額支給された月があるときの期末手当は、議員報酬条例の規定により支給されるべき期末手当から、当該期末手当に当該減額された議員報酬の減額割合を乗じて得た額を減額して支給する。

2 前項の規定により期末手当を減額支給する場合において、基準日の前日から6月前までの間の議員報酬の減額割合が異なるときは、減額割合の高

(案)

い方を適用する。

(端数計算)

第7条 前2条の規定により計算した減額すべき額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り上げるものとする。

(適用除外)

第8条 次に掲げる事由により議員が市議会の会議等を欠席した場合は、当該欠席期間は長期欠席期間に含まれないものとする。

(1) 公務上の災害等(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年条例第29号)の規定により認定された公務上の災害又は通勤による災害をいう。)

(2) 出産

(3) その他議長が前2号に準ずると認める場合

(疑義の決定)

第9条 この条例の適用に関し、疑義が生じた場合は、議長が委員会条例第4条第1項に規定する議会運営委員会に諮って決定する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

1 この条例は、平成28年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

2 施行日の前日から引き続いて市議会の会議等を欠席している議員については、第2条第2号の規定にかかわらず、同号に規定する市議会の会議等を欠席した日は、施行日とする。

3 多治見市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の1条を加える。

(議員報酬及び期末手当についての特例)

第7条 議会の議長、副議長及び議員に支給する議員報酬及び期末手当の特例については、別に定める。